

平成26年第2回

# 荒川区教育委員会定例会

平成26年1月24日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第2回定例会

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 日 時  | 平成26年1月24日  | 午後1時30分   |
| 2 場 所  | 特別会議室   |   |
| 3 出席委員 | 委 員 長<br>委員長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>教育長 教育部長事務取扱   | 高 野 照 夫<br>小 林 敦 子<br>坂 田 一 郎<br>青 山 侖<br>高 梨 博 和   |
| 4 出席職員 | 教育総務課長<br>教育施設課長<br>学 務 課 長<br>社会教育課長<br>社会体育課長<br>指 導 室 長<br>南千住図書館長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 佐 藤 泰 祥<br>丹 雅 敏<br>佐 藤 淳 哉<br>北 村 美 紀 子<br>泉 谷 清 文<br>武 井 勝 久<br>小 堀 明 美<br>駒 崎 彰 一<br>大 谷 実<br>浅 沼 佳 子<br>宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第1号 荒川区社会教育委員会条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第2号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第3号 平成26年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について

- (2) 報告事項
  - ア 組織の改正及び関連条例の制定・改正について
  - イ 平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞について
  - ウ あらかわ遊園スポーツハウス温水プール再開について
- (3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第2回定例会を開催いたします。

出席委員数の報告を申し上げます。本日、5名出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び高梨委員をお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 改めまして、本日の教育委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、先日は成人の日記念式典に御出席いただきまして本当にありがとうございました。明日はまた柳田邦男絵本大賞ということで教育委員会の行事、それこそ毎週のように週末でございますけれども、委員長はじめ委員の皆様には御都合がつく範囲でぜひ御出席いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

では、10月25日開催の第20回定例会、及び11月8日の開催の第21回定例会の会議録につきましては前回の定例会にて配付いたしまして、御確認をいただきました。きょう、特に委員から御意見がなければ御承認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、承認いたします。

また、11月22日開催の第22回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして進めます。本日は審議事項が3件、報告事項が3件でございますが、本日、事務局の都合により報告事項から順番を入れかえて説明となります。御協力よろしくお願い申し上げます。

初めに、報告事項ウ「あらかわ遊園スポーツハウス温水プール再開について」の御説明をお願いいたします。

社会体育課長 それでは、「あらかわ遊園スポーツハウス温水プールの再開について」、御説明させていただきます。骨子でございますが、温水プール天井部分に不具合が発生いたしましたので、平成25年7月29日から温水プールの利用を停止しておりました。調査及び改修工事が終了することから、利用を再開するものでございます。再開予定日につきましては2月7日(金曜日)を予定してございます。

施工工事の内容でございますが、(1)としまして緊急調査業務。今回の不具合箇所、天井部分を調査したものでございます。また、修繕方法等についても調査をかけたものでございます。

(2)としまして、天井ほか改修工事といたしまして不具合箇所の交換と補強工事、塗装工事です。また、ドーム支柱塗装と申しますのは、開閉式のドームがございますので、その支柱、梁の部分を塗装したものでございます。

また、壁面保護幕も新たに設置したものでございます。

(3)としまして換気設備の改修工事も行いました。今回の不具合につきましてはプール内の湿度の関係と思われるので、換気能力の強化を図ったものでございます。

(4)としまして電気設備改修工事を行いました。こちら天井の補強工事に伴いまして機材、配管の部分を改修したものでございます。

契約金額でございます。緊急調査業務としましては3,129万円、天井ほか改修工事としまして5,271万円、換気設備改修工事としまして801万1,080円、電気設備改修工事としまして990万1,500円、合計しまして約1億191万円というところになってございます。

詳しい状況につきましては添付しております写真を見ていただければと思いますが、この改修工事「1月21日現在」という写真が、現在、プールの改修のための足場を全部取り払われまして、これから工事の最終的な仕上げの部分と、それが終わり次第、我々の方で清掃に入るというような状況のときの写真でございます。こちらはほとんど工事は終わっていますので、3枚目の写真が8月の時点で工事に取りかかる時期のときの写真でございます。

3枚目にあります25年8月付の写真で 番と書いてあるところが、プールの中に足場を組んで天井を改修しているところでございます。 のところに「プール天井キャットウォーク部分」とございますが、このプールの真上についている緑の網の上のブルーのメッシュ部分を全部撤去したものでございます。

3枚目の裏面に行きますと、裏面の真ん中のところがその青いメッシュの天井材の腐蝕がわかるところでございます。 の「エキスパンドメタル」というところが天井部材で使っておりましたメッシュ状のパネルになってございます。これを全部撤去いたしました。

また、最後の 番と書いてあるところに「片持ち梁腐食箇所」とありますが、こちらは先ほどのドームの支柱というところでございます。1月21日現在の写真でいきますと右下のところの黒く塗装が終わっている部分と全く同じ箇所ではないようですけれども、このような形で全部改修が済んだというところになってございます。

こういう状況で1月31日には工事を完全に終わるという予定でございます。その後、プールの方で清掃を行いまして、温水の注水と温度の上昇作業が約2日間かかります。そして2月7日にはお客様をお迎えして利用が再開という予定になってございます。説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。あらかわ遊園スポーツハウス温水プール、2月7日利用が再開できるという御報告でありました。どなたか御質問ございますでしょうか。

坂田委員 前にもちょっと御質問したと思いますが、これ以外にまだ同じような事例は見つからないということでしょうか。これも定期点検で見つかったわけではなくて、たまたま見つかったということだったと記憶しているのですけれども。

社会体育課長 日常点検といいますが、始業前の職員が見回ったときに少し天井の部分が傾いているというのが発覚しまして、年に数回やっている定期点検ではなく日常点検で発覚したものでございました。

また、同じように温水プールは荒川スポーツセンターにもございますが、スポーツセンターも念には念を入れて定期点検以外にも今回見回ったわけですが、そのときには腐食等は全くなかったものですから、そちらの方は今のところは特段手当てはしておりません。

坂田委員 わかりました。

教育長 坂田委員の御質問に関連して、学校の体育館の天井部材についても昨年、文部科学省から東日本大震災等の事例を踏まえて改めて点検し、改修する必要があるものについては2年間をかけて工事をするので、各市町村において改善するようにという通知がございました。私ども、東日本大震災発生を受けて区として全ての小中学校を点検して、問題がないということで把握はしていたのですけれども、昨年に出された文部科学省の基準によりまして12校においてさらに改善する必要があるということが判明しましたので、これについては来年度5校、2年間かけて全て基準に合うように改善する予定になってございます。

坂田委員 申し上げたかった趣旨は、これは定期点検ではなくてたまたま見つかったわけですが、同じような事例が、要するに当初の設計で意図していなかったような事例があり得る可能性もあるので、これを機に少し注意をして、見て確認をしておくということが必要ではないかということです。

教育施設課長 基本的に施設全体のお話をしますと、いわゆる建築基準法といまして法定点検ですね。それを建物については1年もしくは3年毎に法的な点検と、社会体育課長が申しあげましたようないわゆる目視点検、そういったものをあわせて不具合のチェックをしている状況でございます。

委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、御質問なければ次に進めさせていただきます。

続きまして、報告事項ア「組織の改正及び関連条例の制定・改正について」、御説明をお願いいたします。

教育総務課長 「組織の改正及び関連条例の制定・改正について」ということでございます。こちらにつきましては昨年の11月の教育委員会の協議会、また12月の定例会のときに御報告をさせていただきました。骨子でございますが、区民の文化活動や生涯学習を推進するため、(仮称)地域文化スポーツ部を新設し、関連条例を制定及び改正するものでございます。

内容でございます。組織改正についてということでございますが、裏面も御覧ください。裏面でございますが、「部の編成(案)について」ということで文化交流推進課以外につきましては仮称となっております。左側につきましては現在のものございまして、現在、区民生活部にございます文化交流推進課と教育委員会の社会教育課、社会体育課、南千住図書館、この四つの課を統合いたしまして新たに区長部局の方に地域文化スポーツ部をつくるというものでございます。

平成26年度の案でございますが、記載のとおり文化交流推進課と生涯学習課、スポーツ振興課、それから吉村昭文学館と新図書館の複合施設準備室という形で一つの課を設けまして、新たに図書館課という課を設けまして、こちらに、区長部局に新しい部をつくるものでございます。

表の方にお戻りいただきまして、内容の2番のところでございます。条例の制定等についてでございます。(1)荒川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(案)の制定となっております。こちらにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づきまして次の教育委員会の に関する事務を区長が管理し、及び執行するため条例を制定するものでございます。 としましてスポーツに関すること。こちらにつきましては学校における体育に関することを除くとなっております。また の文化に関すること。こちらにつきましては文化財の保護に関することを除くとなっております。

(2)の関連条例の改正でございます。今回の組織改正に伴いまして条例を改正するものでございますので、条例に定める事務を管理し、及び執行する権限を有する者を現在の「荒川区教育委員会」から「区長」に改めるという形で条例改正をして参ります。条例でございますが、荒川区立公園条例、荒川区立町屋文化センター条例、荒川区立生涯学習センター条例、荒川区立清里高原少年自然の家条例、荒川区立清里高原ロッジ条例、荒川総合スポーツセンター条例、荒川遊園スポーツハウス条例、荒川区営運動場の設置・管理に関する条例の8条例でございます。

なお、組織改正に伴う条例案につきましては、平成26年の荒川区議会第1回定例会に議案として提案するという予定になってございます。今現在、条例案を最終的に詰めているとこ

るでございますので、これから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして教育委員会に意見聴取があるものでございます。この条例案につきまして臨時会を開催するという形になろうかと思えますけれども、ただ、議会日程の関係でもしかしたら文書付議という形で御審議させていただくかと考えてございます。

なお、この条例の改正に伴いまして教育委員会の職員定数条例の一部改正についてということで、区長部局に組織が移りますので教育委員会の定数が今のところ55人ほど区長部局の方に行くということで、こちらの条例案につきましても今、作成中でございますので、一緒に教育委員会の方に意見聴取をさせていただくという形になろうかと思っております。大変恐縮でございますが、本日の組織改正につきまして御意見のほどよろしく願います。私の方からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。以前、協議会で既にお話がありましたけれども、(仮称)地域文化スポーツ部を新設するという事で組織編成に当たっては条例を変えなければいけない。特に2番の、学校における体育に関する事を除いたスポーツに関する事、文化に関する事は文化財の保護に関する事を除くということで役割をすっきりするようになりまして、(2)の関連条例の改正をこの下の から 番まで変えなくてはならない。その組織を見ますと、裏面にございます地域文化スポーツ部に組織編成されるということでございます。既に協議会でお話がありましたけれども、御発言がございましたらお願いいたします。少しスリム化して動きが楽になるかもしれないですね。

教育長 今、委員長がおっしゃったように、私どもは今まで社会体育、社会教育、そして図書館運営についても教育委員会の先生方の御決定に基づいて事務を執行してまいりました。しかしながら学校教育現場における課題はまだ山積してしまっていて、そういった意味では今後、学校教育に特化した形で教育委員会での御決定をもとに子どもたちの教育の充実がより一層図られるのではないかと考えており、また、逆にスリム化した中で専念するわけですから効率的な組織での成果をこれまで以上に上げる必要があるのかと考えております。

坂田委員 青山委員からも以前、御指摘ありましたように、また今、教育長もおっしゃいましたように、基本的には学校教育現場、小学校・中学校・幼稚園の中で問題が山積してありますので、教育委員会としてはそちらに集中をするというのは体制として好ましいのではないかと思います。また、区全体として考えますと、やはり荒川区にとって今後さらにもう一段、区政の課題というのが地域の文化・芸術・スポーツということになってきていると認識しますので、区全体から見ましてもそれを所掌するわかりやすい部局ができるというのはよいことではないかと思います。

図書館につきましては、もちろん学校教育にとりましても非常に重要な要素であることは今

後とも同じであるわけですが、図書館については生涯学習からビジネス支援だとか多角的に利用される場でありますので、施設の管理運営自体はこういった形にさせていただいて、一方で教育の機会としてもこれまで同様、若しくは以上に活用していくというような理解でよろしいのではないかと思います。以上です。

小林委員 従来、学校教育及び社会教育等が教育委員会にいましたが、教育委員会は学校教育に集中してより力を注ぐということで、組織としては非常にすっきりしました。社会教育関係ですが、地域文化スポーツ部に移した方が地域のコミュニティ形成ということで、一体となった施策を進める可能性も生まれます。また、多くの自治体でも教育委員会の方は学校教育に集中させるという動向がございますので、時代の流れに沿った動きかと思われま

す。ただ、今まで学校教育と社会教育が連携して事業を進めてきたわけなのですが、この社会教育の部分を地域文化スポーツ部に移すことによって少し課題が生じるという危惧もございます。したがって、組織的には移しながらも、しかしながら今後も学校教育と社会教育の連携というのは非常に重要ですので、その点はくれぐれもよろしくお願いします。

また、質問なのですが、家庭教育も非常に重要ですが、家庭教育はどちらに入るのでしょうか。

社会教育課長 家庭教育につきましては補助執行という形で教育委員会の事務ということで、組織的には生涯学習課という区長部局に移りますが、家庭教育の部分は教育委員会の事務ということで執行して参ります。

小林委員 そうですか。わかりました。

教育総務課長 今回の組織改正に伴いまして社会教育の関連事業が区長部局に行くという形でございますけれども、今、社会教育課長からお話がありましており補助執行という形になって教育委員会の方に権限が残りますので当然、教育委員会の方にも御報告をしていただくというような形になろうかと思います。

また、学校教育との連携というお話がございました。こちらにつきましてもこの組織改正するに当たりまして各社会教育関係団体ですとか文化団体の皆さんに御意見を伺ったところ、やはり学校とのかかわり、いわゆる生徒・児童とのかかわりが希薄になってしまうのではないかとというような御意見もいただきました。教育委員会といたしましても今までやってきた以上に、当然組織が分かれるわけですが、その辺は連携をこれまで以上に十分にやっ

ていかなくはないといけないというのは改めて認識してございますので、そういったところについては重点的に今後も取り組んでいきたいと考えてございます。

委員長 区分けして学校教育に専念できるということは大変うれしいのですが、学校教育との連携を保つためにも、ぜひ定例会等で必要なときには参加して御意見をいただく形をとって

いただければ一つの問題に関してスムーズに行くと思いますし、事務局の人数が分かれますけれども幸いにも同じ区役所内にありますので、時間の調整はできると思います。そうすれば荒川区もよりよく、生涯学習を含めて教育に展開するかと思います。

教育長 委員長、よろしいでしょうか。先ほどの説明がわかりにくかったのですけれども、この資料の2番の「条例の制定等について」ということで、地方教育行政の取組及び運営に関する法律によりましてスポーツと文化について区長部局に移します。しかしながら社会教育については、これはあくまでも教育委員会の所掌になります。ですので実際の執行については、教育委員会から地域文化スポーツ部に補助執行させるという手続を踏む必要があり、地域文化スポーツ部で行った事業について教育委員会に報告させ、補助執行させたものについて適当であるかどうかというのを教育委員会として確認をすることになります。したがって、スポーツと文化については区長部局に移りますが社会教育についてはあくまでも教育委員会が行うという位置づけは変わってございません。そういった意味では委員長がおっしゃられたようにそれぞれの事業について相互に関連性を持って今後とも行っていくと。また先生方には、家庭教育ですとか社会教育等についても引き続き、教育委員会の事務ということですので、御確認といたしますか、御決定をいただく、御意見をいただくという形になるかと思えます。

教育総務課長 補足ということで今、教育長からお話がありました社会教育という観点なのですけれども、ここの記載のとおり関連条例は改正をして区長の方に持っていくと書いてございますが、こちらの八つの施設につきましては生涯学習施設という観点から社会教育と分離をして区長部局の方に持っていくという考え方でございます。社会教育法で決めております社会教育の事務につきましては教育委員会の所管という形になりますので、そちらについては補助執行という形で区分けをしているという形になってございますので、今までやってきた社会教育、社会体育が全部行ってしまうということではないということで、補助執行の部分があるという形になってございますので、それにつきましては教育委員会の方に御報告、あるいは御審議をいただくという形になってございます。

また、先ほど児童・生徒のかかわりというところでは、今まで教育委員会の定例校長会に教育委員会の課長が出て、御報告をしていたのですけれども、新しい部になっても当然、関連のある事業につきましては定例校長会で御報告なりをしていただきたいと思いますので、どういったものを定例校長会で報告していくかというのはこれから細かいところは決めていきたいと考えてございます。

小林委員 社会教育法が最近改正をされて、その中で家庭教育も非常に重視しようという方向になっております。その意味では家庭教育というのは非常に重要な部分ですし、学校教育と

いうことはやはり土台が家庭教育ですので、その意味では家庭教育、学校教育、社会教育を統合しながら、連携しながら事業を進めていただけるといいと思いました。

委員長 一方、この条例の(2)の下の方、この から まで、これに関しては区長の管轄、直轄というのでしょうか。その方が運営しやすいのですか。

坂田委員 施設ですからね。

委員長 その方がいいのかもしれませんが。だから、いろいろな意味ですっきりして、私たちの役割もしっかりしてと。そしてそれに対して必要な件に関しては一緒に関与するという形になりますから、より合理的になったかと思います。

教育総務課長 こちらの条例案につきましては今、作成中でございますので、条例案ができましたらば早速、臨時会あるいは文書付議という形で御審議をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

委員長 では、次に移ります。

続いて、報告事項イ「平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞について」御説明をお願いいたします。

指導室長 「平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞について」、報告をさせていただきます。

1. 表彰の趣旨でございます。全国の国公私立学校の現職の教職員を対象に、すぐれた成果等を上げた教員を文部科学大臣が表彰する制度でございます。

2. 選考基準でございます。まず 現に教育職員であって学習指導、生徒指導等の学校教育活動において顕著な成果を上げていること。 教職経験10年以上かつ50歳未満の者であること。 推薦者(都道府県知事、教育委員会等)が実施している表彰制度において、既に表彰を受けていること。 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていないこと、といったことが基準となっております。

3. 表彰式でございますけれども、平成26年1月27日にメルパルクホールで行われる予定でございます。

4. 荒川区における表彰受賞者の概要でございます。荒川区における表彰受賞者の所属、氏名、及び功績内容は次のとおりでございます。まず汐入東小学校の栗山智子主任教諭でございます。主な功績内容といたしましては、学校運営、国語科教育の推進。研究主任として小中一貫教育の推進役といったことが挙げられます。具体的には開校以来、司書教諭として学校図書館教育全体計画を基に学校図書館委員会の運営を進め、図書館活用年間計画、読書活動推進計画等の作成、実施を推進しております。また、研究主任として小中一貫教育研究の推進役となり、中学校と小学校二校の研究主任と連携をとり、研究内容をまとめ全国に向け

た報告会を開催したといった功績がございます。経歴につきましては記載のとおりでございます。平成24年度に東京都教育委員会職員表彰を受賞しております。

裏面でございます。原中学校の木下陽子主任教諭でございます。主な功績内容が、伝統・文化理解教育の推進。また研究指定校の研究主任ということでございます。「伝統・文化理解教育推進モデル地域」指定校の研究主任として研究を進めて参りました。また、学力向上が最大の課題となっている学校において、進路指導主任として学校独自のスモールステップ方式の検定を考案、実施し、基礎学力向上に成果を上げるだけでなく、放課後の生徒の生活を安定させ、生活指導上においても大きな成果を上げております。経歴につきましては記載のとおりでございます。そこがございますけれども、本年度は教職大学院の派遣ということで東京学芸大学の方に行って研修をしておるところであります。平成23年度に東京都教育委員会職員表彰を受賞しております。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。大変栄誉ある受賞の御報告です。どなたか御意見ございますでしょうか。

教育長 区立の小中学校に勤務している職員がこうやって表彰を受けるということは、教育力の向上を図る上でも大変ありがたいことですし、効果があると思います。

委員長 この御報告について二つあります。かねてから思っていたのですが、栗山先生が推進役となっている小中一貫教育研究モデル校の御発表について、何がよかったか、こんなことが反省点だとか、それをぜひ知りたいと思います。それがモデル校の役割でありますので。

二つ目は、木下陽子先生。以前はいろいろと問題のあった原中学からこんなすばらしい賞をいただいた先生がでたということで、私はものすごくうれしい。

教育長 委員長、そういった意味では汐入小と汐入東と三中とで小中一貫、学校は違うのですけれども同じ地域の子もたちが特定の小学校から特定の中学に通っている状況です。その中で一貫して教育を行うという意味での小中一貫教育をしており、その研究成果については2月に報告させていただく予定です。

指導室長 2月14日に3校での研究発表会がございますので、そこでまた成果も発表させていただければと思っておりますので、御都合がよろしければ御参加いただければと存じます。

小林委員 教育委員会が2月14日ですよ、教育委員会の日ですね。

教育長 教育委員会ですか。

小林委員 重なってしまいますが。

教育長 研究成果については資料にまとめる予定です。もしよろしければその資料を教育委員会で御報告させていただきたいと思います。

指導室長 2月14日金曜日は教育委員会が入ってございますので、研究発表会との日程調整をさせていただいて、もしよろしければ教育委員会を学校にて行わせていただきます。

教育長 案件の数にもよりますけれども。

委員長 これは、重要案件だと思います。

指導室長 御覧いただけるような日程を考えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

小林委員 これは文部科学大臣賞ということで、本当にうれしく思っております。これほどまで大規模ではなくても、荒川の中でも学校ごととか、若手の先生に頑張っていたきたいという思いもあって、ベストティーチャーというのがあるとやる気が出るかもしれませんね。

指導室長 教職員の表彰につきましては別途、こちらは文科省ですけれども、あと東京都の教職員表彰もございますし、また区の方でも要項を定めまして毎年表彰をしてございますので、その中で優秀な先生方には学校から推薦いただいて表彰等行いたいと思っております。

小林委員 そうですね、ぜひよろしく願いいたします。

教育長 ちょっと脱線してしまうのですが、我々職員もそうなのですが表彰プラス、ボーナスの査定とか特別昇給だとか、そういったのも含めて教員や事務職員のモチベーション、やる気を引き出すような、そういった手法を今後ともぜひとらせていただきたいと思っております。

小林委員 そうですね。

坂田委員 東京大学でも工学部は今年度から、ベストティーチャーの表彰を始めました。今、始めたばかりですが、それで、このことについては10年以上の経歴ということが条件になっている中で10年と少しで受賞されていて、今回、非常に若い方が受賞されたという印象です。お二人の内容も見ていると通常の生徒指導ではないところで受賞理由になっていますので、自身の最低限の職務を超えた活動に対する積極的な貢献を若い先生方がなされているということの代表例なのかなと思われました。

委員長 ありがとうございます。そのほかにございますか。

では、次に議案の審議を行います。

議案第1号「荒川区社会教育委員条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

社会教育課長 まずは議案第1号「荒川区社会教育委員条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、御説明いたします。

提案理由でございます。平成26年荒川区議会第1回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意

見を聴取するものでございます。

改正理由でございます。社会教育法の改正に伴いまして、社会教育委員の委嘱の基準について定めるためでございます。

改正内容でございます。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするものでございます。別紙に改正前と改正後の比較がございます。御覧いただければと思います。

施行日でございます。平成26年4月1日でございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 わかりました。どなたか御意見ございますでしょうか。質疑をお願いいたします。

現行が「委員定数10人以内とする」を、左側のように(1)(2)(3)の条項を加えたということによろしいですね。

社会教育課長 実はこの1から3までの委嘱の基準、この項目を条例で定めたということです。条例になかったものを法律には定めてあったのですが、条例で定めるということの改正でございます。

教育長 それだけだとまたわかりにくいのですけれども、これまでは社会教育法において、この1、2、3番と同じ基準が定まっておりました。これが行革の流れの中で、法律で委員の基準について定めるのではなく、省令の定めるところによる基準を参酌しながら各自治体が条例で社会教育委員の基準を定めるようにということで法律改正がなされたということでございます。ただ、荒川区の社会教育委員についてはこれまでも法律の定めにとって委嘱をしてきましたし、特段、今の時点でこの参酌基準以外で社会教育委員になっていただく必要があるという方もいらっしゃいませんので、当面はこの基準を横引きした形で条例でも定めるというものでございます。ですので、実質は変わらないということです。

委員長 議案第1号について御意見ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では討論を終了いたします。議案第1号については異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第1号「荒川区社会教育委員条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答いたします。

続いて第2号です。「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。平成26年荒川区議会第1回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。改正理由でございます。男性幼稚園教育職員がその配偶者の産前・産後の期間に子育てを行うための休暇として、子育て休暇を新設するためでございます。

改正内容でございますが、本条例第17条に規定する特別休暇に、子育て休暇を加えるものでございます。施行日は平成26年4月1日でございます。

もう1枚の用紙でございますが、改正後と改正前という形で特別休暇のところに子育て休暇を加えるというものでございます。

制度の概要でございますけれども、こちらにつきましては男性職員が配偶者の産前産後の期間中に出産にかかわる子、または小学校就学前の子の養育を行う場合に5日間の有給休暇の取得が認められるものでございます。現在、男性の有給休暇としては出産支援休暇というものが別にございまして、こちらにつきましては配偶者の出産の前後を通じて日または時間を単位といたしまして2日以内として承認するという形で、こちらの制度につきましては若干違いがあるという形になってございます。23区の中ではもう既に10区が導入しているという形でございます。今回、幼稚園教育職員ということで意見聴取でございますが、こちらにつきましては私たち行政職員も今回、同じように議会の方に提案をされる予定でございます。

なお、残念ながら今年度につきましては、幼稚園の教育職員で男性の教員は今のところいないという形になってございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質疑はございませんか。

坂田委員 小中学校はどうなっているのですか。

指導室長 至急、確認いたします。即答できずに申し訳ございません。

委員長 では、よろしいですか。御意見ありませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取」につきまして、御意見ありませんでしょうか。異議もございませんでしょうか。

〔「ございません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は異議なしと回答いたします。

次に議案第3号「平成26年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」を議題といたします。議案第3号について説明をお願いいたします。

教育総務課長 「平成26年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」でございます。

初めに提案理由でございます。平成26年荒川区議会第1回定例会に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。平成26年度の予算につきましては先ほど御説明しました教育委員会事務局の組織改正によりまして社会教育課、社会体育課、図書館が区長部局に移管されますので、その予算につきましては総務費として計上しておりますので、教育費の予算が前年と比較して大幅に減額されているというような状況でございます。

御手元の議案書でございますが、内容欄に平成26年度の教育予算の内容を記載しております。26年度の教育予算案の規模でございます。上段の歳入につきましては11億4,752万9,000円、前年度と比較しまして9,798万2,000円の減となっております。なお、総務費としまして1億416万5,000円を計上しているところでございます。また、下段の歳出につきましては76億4,800万円で、前年度と比較いたしまして9億5,500万円の減となっているところでございます。

議案書に記載の各事項の内訳といたしまして、お手元でございます幾つかの資料の中で9枚目をめくっていただきたいと思っております。9枚目の「財政規模」という横の表でございます。こちらに平成21年度から26年度までの一般会計並びに教育費の推移がまとめてございます。予算規模といたしまして平成26年度一般会計予算は932億4,000万円でございます。こちらにつきましては三河島駅の再開発にかかわる事業が終わりましたということで、減がございます。荒川二丁目の複合施設の建設の関係経費がございますので、そういったものが増の要因となっております。前年度と比べまして68億1,000万、7.9%の増になってございます。また、その下の教育費の予算でございます。26年度につきましては76億4,800万円、前年度と比べまして11.1%減になってございます。

こちらの内訳でございますけれども、ただいまの資料の1ページ前に戻っていただきまして、「平成26年度教育費予算総括表」という横の表がございます。こちらの下段の方の歳出でございます。項目ごとに26年度予算と25年度予算の比較並びに主な増減のあった事項につきまして記載させていただいております。順に説明させていただきます。

まず、歳出の教育総務費でございます。こちらにつきましては平成26年の予算額が11億8,328万2,000円、前年度に比べますと853万円の減となっております。主な要因でございますが、右の方に書いてございます地域連携事業費、こちらが599万3,

000円の増になってございます。こちらの社会教育課の方から、来年度はPTAの関連事業につきましては教育総務課の方で実施するという事で、PTAにつきましては学校との連携があるといった形でございますので、教育委員会の中で執行していこうという形で、その分が増になってございます。

また、その下の一般事務費でございます。こちらは減になってございます3,862万円ですが、こちらは旧真土小学校と旧道灌山中学校の財産管理の経費が今年度ございましたが、そちらの減が大きな要素になってございます。また、学校図書館支援事業、学校パワーアップ事業の増という形に記載のとおりでございます。

次に小学校費でございますけれども、こちらにつきましては36億2,547万1,000円、前年度と比較いたしまして5億1,963万円の増となっております。この増減の主なものでございますけれども、右の校舎整備費でございますが8,200万余の増になってございますが、これは先ほど教育長からお話がありました安全のための体育館の天井の改修工事費がかかるということで、その工事費の増額になってございます。また、教育ネットワークの運営費でございますが、こちらはタブレットパソコンを導入する経費として4億3,784万円余の増額となっております。

次に中学校費でございます。18億8,084万2,000円、前年度と比較しますと3億2,292万8,000円の増となっております。こちらにつきましては小学校費と同じく校舎整備費及び教育コンピュータ運営費が増額になっておりまして、尾久八幡中学校の建てかえ工事が完了したことに伴いまして2億6,534万7,000円の減となっております。なお、校外施設につきましても改修工事費の増としまして2,917万円余の増額、あるいは幼稚園費につきましても大規模工事費の減によりまして7,394万円余の減額となっております。

以下の社会教育費並びに社会体育費につきましては組織改正によりまして総務費の方に計上しておりますので、記載のとおり予算額は0円となっております。なお、その下に総務費の記載がございますけれども、社会教育費が生涯学習費にかわるという形になってございます。比べていただきますと随分増額になってございますけれども、こちらにつきましては総務企画課の方で、複合施設の予算を総務企画の方で持ってございましたので、複合施設の予算を生涯学習費に合算したということでございますので、その分が増額となっております。また、スポーツ振興費でございます。こちらにつきましては社会体育費がそのまま移ったわけですが、こちらにつきましては河川敷のグラウンド工事が来年度施工するという事で、グラウンド工事費の金額が増となっております。

前年と比較して減額となっている事業もございますけれども、その大半につきましては前年

度の実績等を踏まえまして精査した結果でございます。また、タブレットパソコン、それから施設改修工事の増によりまして教育関係の予算は前年度に比べまして増額となっているところでございます。

あわせまして最後に教育委員会の主要事業ということで1枚、2枚おめくりいただきまして、「学校教育ビジョン」及び「生涯学習推進計画」の体系に基づきまして記載いたしました主要事業の予算を含めました一覧を配付させていただきました。「教育委員会の主要事業」というものでございます。内容の詳細につきましては、次回の教育委員会の中で御説明をさせていただきたいと思っております。なお、こちらにつきましても「学校教育ビジョン」「生涯学習推進計画」に位置づけられております事業につきまして一部の経費を精査したことによる減額、あるいは荒川区の学校教育制度の中心になっておりました学校パワーアップ事業につきましては、(1)のところでございます。「学校パワーアップ事業」ということで9,087万3,000円ということになってございます。こちらにつきましては記載のとおり、「あらかわ寺子屋」事業などの取組を来年度拡充して実施していきたいということで、増額をさせていただいております。

また、3ページのところでございます。3ページの(12)「学校図書館活用の支援・推進」ということで、こちらにつきましては司書教諭と連携して専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書を全小・中学校に5日間常駐させるという取組と、学校司書を活用するための時間をつくっていきたいということで考えてございまして、こちらにつきましても1億348万4,000円という形で増額をさせていただいております。

続きまして5ページでございます。5ページの(25)「タブレットPCを活用した学校教育の充実」ということで、何回も視察をしていただきましたけれども今年度4校のモデル校で実施したタブレットパソコンにつきまして、小・中学校全校においてタブレットパソコンを導入して、ICTを活用した教育活動を充実していくということで7億9,000万円余の予算を組んでございます。その他の事業につきましても、引き続き現行の事業は継続できるよう予算の確保をしているところでございます。

大変雑駁ではございますけれども、私の方から御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 詳細な御説明ありがとうございました。どなたか御意見ございますでしょうか。

教育長 今、御説明はしましたけれども、対前年との比較といっても組織が変わってしまうので、教育費総体として増えているのか減っているのか、どこに重点を置いたかというのがちょっとわかりにくくなっています。全体としては教育委員会から外れる社会教育、社会体育、図書館についてはそれほど大幅な変更はありません。先ほど教育総務課長から申し上げたよ

うに河川敷のスポーツ広場の整備ですとか区営運動場の整備だとかを入れますと総じて増えている状況です。また、学校教育におきまして、全校での補充学習の実施ですとかタブレットパソコンの全校導入というところで大幅に増えてございまして、執行状況から若干整理したものはありますけれども、何をやめるというようなところは予定してございません。基本的には学校教育ビジョンに従った形で来年度もそれぞれの事業の質を高めていくということで、ほぼ同規模の予算を計上しているところです。

坂田委員 最初に説明いただいた総括表ですが、組織再編が今回、特にあるものですから、それから平時においては尾久八幡中の校舎整備とか、非常に大きな施設の整備によって変動があるので、区民の目線で見ますとそういう特殊要因を除いてどうなったかということを知りたいと思います。

そういう意味で見ますと、小学校費と中学校費、狭い意味での教育費についてはそれぞれ5億、3億余増加していて、要するにタブレットパソコンなどの運営費が実質的に純増になっていると言えるのではないかなと。ほかの経費を圧迫せずに、それが全員に行き渡るようにしていただいていると。私は先ほど資料を全部繰りながら見ていたのですが、幼稚園費の方は校舎整備費が3,000万減っているのですが、それでもなお4,000万余り減っていて、これはなぜなのかなというのがちょっとお聞きしたい点として残りました。

教育施設課長 この園舎整備費について、ちょっと勘違いされやすいのですけれども大規模な改修工事と比較的中小規模的な修繕がございまして、来年度におきましてはとても大きな改修工事がないということで、そういった費用が今回、予算計上されなかったということで、実際には幼稚園の園舎整備ということで施設の整備の件については、例年同様に確保しております。

坂田委員 わかりました。ということよりは、幼稚園費という意味で施設整備の変動要因以外で見るとどうなっているのでしょうかということなのですが。

これを区民がパッと見て、小学校と中学校は増えていて、その分何か幼稚園だけ減っているように見える点について、説明はよく考えておく必要があるのではないかと。実際は、そうではないと思いますので。

教育長 毎年何かを整備しなくてはいけないのがあるため、特別要因として何を排除するのかというのはなかなか難しいのですけれども、先ほども申し上げましたが幼稚園も含めて特段大きく減らしたものというのはいけません。もともと幼稚園の運営費自体は年度によって大きく変化するというものではないという実態もございまして。

坂田委員 と推測します。

教育総務課長 今、予算書の方を見ていると、各事業費につきましては昨年と同じような形

でついでございます。ただ、教員の人件費が若干下がってございます。これは定年退職される方がおり、その後の方は新採の方の採用という形になりますので、そういった形で人件費が若干落ちていますが、あとの事業費等につきましては昨年度並みに予算措置がされているという形になってございます。

坂田委員 総括的な意味でどう区民全員に説明するかというのは、今の御説明を聞く限り、小学校と中学校については従来の経費を維持した上でタブレットパソコンの導入に伴う大幅な経費増を上乗せして計上していると。幼稚園費についてはおおむね変わらないと、こういう説明になるのではないかと思います。そう説明されれば区民の方もすっきりと納得できるのではないのでしょうか。

教育長 おっしゃられるように、区民への説明、そしてまたこれから始まる議会への説明についても、いわゆる園児や児童・生徒に直接教育をする分の経費についての増減等についてきちんと説明できるように、表面的な数字だけではなくて実質的な変化についてもきちんと説明できるようにしていきたいと思っています。

坂田委員 あともう一つですけれども、歳入の方なのですが、国庫支出金が1億5,000万円ですか、出ていますよね。これは何でしょうか。

教育施設課長 これは施設関連が多いのですけれども、先ほど教育長の方から御説明差し上げました天井の落下につきましても、期間限定ではございますけれども来年、再来年度ということで、費用の3の1を来年度とか、大規模改修工事につきましてもおおむねその費用の3分の1程度は算入ということで組み込んでおりますので、それについて大規模に見合った分の歳入ということで御理解いただければと思います。

坂田委員 わかりました。

小林委員 学校パワーアップ事業のところですが、あらかわ寺子屋事業などに取り組むようなことが書かれています。荒川の寺子屋に関しては学校パワーアップ事業の予算を使って推進するということなのですか。

教育長 実は、放課後の補充学習については各学校でこれまでもさまざまに創意工夫を凝らしながら実施しております。今回のあらかわ寺子屋につきましては、毎週何曜日に何時間やらなくてはいけないということで、事務局や指導室から強制するのではなくて各学校が創意工夫を凝らしながら、一番スムーズに実施できる形で充実していただくよう考えました。そのためにはどうしたらいいかということで現在お認めいただいているパワーアップ事業のように、各学校から自分たちの学校はこのような形で補充授業をしたいという計画書を出してもらって、それで年間で幾ら経費がかかるのか、三中や諏訪台中のように夜やるということと放課後1時間やるということでは当然かかる経費も違いますので、各学校の計画書に基

づいた形で予算を割り当てるという形で、パワーアップ事業の拡大版ということで補充学習についても各学校に予算を配分していこうと思って、この中の事業に組み込んでおります。

ですので小林委員のところの早稲田大学さんにも今後、学生さんにぜひ御協力いただきたいと思うのですが、その学生の報奨費の支払いについては各学校のパワーアップ予算の中から出すということで、その分パワーアップ予算を増額しています。

小林委員 増額ということですか、わかりました。従来の枠の中でやるのかと思いました。

教育長 そうすると減ってしまうので。

小林委員 新規の事業というのは特にはないということですか。

教育総務課長 先ほど御説明したように三つの事業を充実してきているので、来年度につきましては特に大きな新規事業というのはございません。

小林委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。注目するのは学校パワーアップ事業と、あらかわ寺子屋と、もう一つはタブレットの導入、これが多く占めているということ。それから来年度は大きな建設予定がないということ。

教育長 来年度の子ども教育委員会の目玉事業としては、全校での補習事業であるあらかわ寺子屋の実施とタブレットの全校導入、そして学校図書館の充実ということで、司書教諭の負担軽減、あわせて、組織は変わってしまうかもしれませんが区営運動場の整備ということで、四つ大きな事業を出させていたいただきたいと思っております。

小林委員 細かいことなのですが、この「個性や能力を伸ばす教育を進める」という見出しの中の(10)で「子ども読書活動推進計画事業」、これは読書活動ですね。それで、その次の見出しが「自分や他人を大切にする心の教育を進める」で、ここに11番の学校図書館と12番の学校図書館があるのですが、この10と11と12というのは一つのくりではなくて別のくりにした方がいいということなのですか。

指導室長 構成自体が教育ビジョンに沿って、これは構成させていただいているかと思うのですが、いわゆる再掲というか、あるところでもこういった事業を実施するのですが、同じ内容なのですからまた違う狙いでも同じ事業を行うといったようなところで載せさせていただいております。

教育長 10番はどちらかというと絵本大賞だとか、こういった本を読んではどうですかというような子どもに対する働きかけの事業であり、11番は蔵書の整備だとか学校図書室の改修の事業、12番は人員の増強に関わる事業として挙げております。どれも学校図書館に係ってしまうのですが、切り口が違うというところで出させていただいております。

小林委員 わかりました。ありがとうございます。

青山委員 基本的にこの予算自体に異議はないのですけれども、今後の教育委員会の予算に対する取組という意味でいうと、あるいは教育委員会の仕事に対する取組という意味でいうと、社会教育関係について区長部局の方に権限が移行するという時期でもあります。これはもちろん、社会が変化してこれらの仕事をいわゆる教育ということではなくて区民・市民の自主的な活動を行政として育成・支援していくという社会の変化にこたえて、教育委員会の所管ではなくて区長部局の方に移すと、そういう意味合いが強かったと思います。一方で、荒川区の場合ではないのですけれども、教育委員会が機能しているのかということに対する、社会一般で、いじめ事件等の関西の方での対応等をめぐっている議論があってという流れがあったと思います。

そういう中で教育委員会としては、教育委員会は現に執行機関ですから、今後もより学校教育の審議とか関心とか、そういう意味で仕事として集中できるという機会を与えられたわけですから、今後予算等も含めて、今までも議論していますけれども、さらに事前に議論を詰めて鋭意取り組んでいくと、そういう姿勢が必要ではないかと思います。

委員長 ありがとうございました。

世の中全体がそうなのですね。健康の方に関しても「患者革命」という言葉が使われていて、ペイシエント、要するに患者さんではなくてアクターになれと。自分のものとして自分で積極的にやりなさいよという姿勢がいられています。社会教育関係を区長部局に移したということに非常に類似しているのですね。今の時代に合っていると思うのです。自分のことは自分で、そして社会的なことはそこで学ぶ。そういう考え方が、言ってみればアメリカの個人主義的な考え方を強く打ち出さないといけなくなっていると。

青山委員 そうでしょうね。

委員長 そんなことを思いました。

そのほかございませんか。大切な予算でございます。寺子屋とタブレットで予算が、中学は5億か、小学校が3億、幼稚園に関してはややマイナス変動という大まかな要求でございます。

以上、議案第3号について異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。議案第3号「平成26年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答いたします。

予定しておりました事項は以上でございます。事務局より連絡事項ございますでしょうか。

教育総務課長 先ほど御説明させていただきましたが、荒川区議会第1回定例会に関する条例案につきまして本日まだ作成中ということもございますので、でき上がり次第、できれば臨

時会という形も考えてございますけれども、いとまがない場合につきましては文書付議という形でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

社会教育課長 今お配りします1月13日の「成人の日のつどい」に御出席いただき、ありがとうございました。当日の参加者数の御報告をいたしたいと思います。

まず対象者が、荒川区は男性が910名、女性825名ということで1,735人が新成人の対象者でございました。そのうち参加者は男性440名、女性400名ということで840名。また区外ということで、荒川区から転居して、荒川区に友人・知人がいるということで参加した方が男性30名、女性18名ということで48名、合計しますと888名の参加でございました。比率としまして51.2%の参加率でございます。昨年が860名ということでしたので、28名増加ということでもございました。また、区外に転居した方の参加が増えています。34名から48名ということで、この機会に懐かしい友達と会うということで参加したということもございます。また、記念品のマグカップがとても好評で、すごくうれしそうに新成人が感想を述べておりました。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。成人の日のつどいにつきまして、御意見ございますか。感想などありましたら。

坂田委員 地区によって参加率が3割強から6割までであるという、すごく差があるんですね。

日暮里は3割強で、西尾久とか町屋は6割も。

社会教育課長 地域によって、そうですね。

青山委員 近年できたマンションの多い少ないとか、もしかしたら関係ありますか。

教育長 日暮里地域というのは交通の便がいいので、中学校が私立中学校に流れる率が高いので、私立中学校に行ってしまうと、どうしても成人のときに同級生と会うといっても、参加する意欲が低下してしまうというところがあったり、青山委員がおっしゃった転出・転入も日暮里地域は激しいというところがあるので、現実的に子どもたちの参加率が低いということもあるのだと思います。

教育総務課長 この対象者を見ていただきますと、東日暮里と西日暮里を合わせますと約500人近くの対象者の方がいらっしゃるのですけれども、実際に諏訪台中学校に行っていない方は多分150ぐらいですよ。あとは皆さん、先ほどおっしゃったように私立に進まれてしまう。そう考えると日暮里地区はちょっと少なくなってしまうのかなというのが実際に出てきているのかなと。ほかの地区につきましてはそれぞれ中学校はそれなり的人数が行っていらっしゃるのだと思いますので、やっぱり中学校時代、一緒に過ごした友達に

会いたいというのが意識的には強いのかなと考えております。

小林委員 中学校の同窓会のようなところがありますものね。この参加者の比率は、ほかの自治体に比べてどうなのですか。

社会教育課長 これからほかの区の情報も集めまして、比較してみたいと思います。それほど変わりはないと思うのですが、荒川区は割と高い方ではないかと思っております。

青山委員 高い方だと思いますね。

小林委員 そうですか。

委員長 ありがとうございます。

では、次ございますか。

社会教育課長 荒川ふるさと文化館におきましてパネル展を開催しており、吉村昭パネル展にちなんだ講演会を明日開催いたします。中村稔先生をお招きしまして、「吉村昭氏の歴史小説について」ということで記念講演会を実施いたします。高野委員長に御講演を聞いていただけるということでございます。

委員長 ありがとうございます。楽しみにしておきます。

社会教育課長 よろしく願いいたします。

委員長 では、ほかにございませんか。

指導室長 先ほどの幼稚園教育職員の子育て休暇のときに御質問いただきました小・中学校の教員の同じようなものということでしたが、都の条例の中で育児参加休暇というのがございますので、そういったものは整備されているということで確認をさせていただきました。

坂田委員 それと同じレベルのものが幼稚園にも入ると、そういうことですね。よくわかりました。

委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

学務課長 ただいまお配りいたしました1枚でございますが、今年度の小・中学校卒業式、それから来年度の入学式に、ぜひ先生方御都合つきますようでしたら御出席いただいて御祝辞をお願いできればと思っております。本日お配りしたペーパーに ×、ないし部分的な時間でというのはその旨お書きいただいて、もし可能であれば本日いただければそれにこしたことはありませんし、改めてということであればお持ち帰りいただいて。

教育長 まだ時間があるからね。

学務課長 次回でもいただければと思います。

それからあと2月18日、これは小中学校特別支援学級の「卒業生を送る会」ということで、特別支援学級の児童・生徒の卒業式のような会でございます。区長を初め出席いただきます。これにつきましても先生方、可能であれば御出席いただければありがたいと思ひまして、そ

れについても出欠の方をよろしく願いいたします。日暮里サニーホールで行います。

委員長 ありがとうございます。それぞれ2時間ぐらいですね。

教育長 そうですね。

委員長 先生方、大学の入学式、卒業式と重なってしまうかもしれませんが、なるべく  
お願いいたします。先生方の祝辞があると、背中を見て子どもたちの励みになりますので。

学務課長 よろしく願いいたします。

委員長 では、いいですか。ないようでしたら、以上をもちまして教育委員会第2回の定例会  
を終了いたします。

了